

令和5年門審第40号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年6月17日03時05分

関門港若松第5区

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登 録 長 9.36メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 117キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、左舷側に魚群探知機兼用のGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和5年6月16日13時00分関門港小倉区の係留地を発し、山口県蓋井島西方2海里沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、14時30分目的の釣り場に到着して釣りを始め、翌17日01時30分釣りを終え、蓋井島西方5海里沖合の釣り場を発進して帰途に就き、02時30分福岡県藍島西方沖合に差し掛かったとき、操舵室内の窓が曇り始めたことから、前部甲板に移動して延長コード付きの遠隔操縦装置で操船に当たった。

a受審人は、02時56分少し前関門港若松第5区の洞海湾口防波堤北方沖合で、操舵室左舷側の窓越しからGPSプロッターで戸畑泊地防潮堤と称する、民間会社が管理する防潮堤の方向を確認したのち前部甲板で操船を続けた。

ところで、戸畑泊地防潮堤は、関門港若松第5区の南部に位置し、係留地のある堺川泊地入口北側の岸壁北端付近から北東方に約300メートル延び、灯高が6メートル光達距離2海里で灯質が4秒毎に黄色1閃光を発する簡易標識灯が、同防潮堤先端付近から70メートル間隔で4基設置されていた。

そして、a受審人は、戸畑泊地防潮堤には簡易標識灯が設置されていることを知っていたものの、その詳細については承知していなかった。

a受審人は、戸畑泊地防潮堤の方向に簡易標識灯3基の灯光を認め、

同防潮堤先端付近の灯光が背後の明かりと重なって視認できなかった
ので、最も北側の灯光を同先端付近のものと誤認し、02時58分少
し過ぎ戸畑航路第3号灯標（以下「3号灯標」という。）から
335.5度（真方位、以下同じ。）1.2海里の地点で、針路を戸畑
泊地防潮堤北方沖合に向けるつもりで同灯光の北方に向く148度
に定め、機関を回転数毎分2,000にかけ、10.8ノットの速力（対
地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

03時02分a受審人は、3号灯標から346度990メートルの
地点に達したとき、戸畑泊地防潮堤まで1,000メートルとなり、
その後同防潮堤に向首して接近する状況であったが、戸畑泊地防潮堤
北方沖合に向けたので、同沖合を無難に航行できるものと思い、G P
Sプロッターで戸畑泊地防潮堤との位置関係を把握するなど、船位の
確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a受審人は、戸畑泊地防潮堤に向首したまま続航し、03時05分
少し前船首至近に迫った同防潮堤と左舷前方に戸畑泊地防潮堤先端付
近の簡易標識灯の灯光を初めて認め、左舵一杯をとり、機関を中立運
転としたものの、及ばず、03時05分3号灯標から069度320
メートルの地点において、Aは、船首が065度を向き、8.1ノッ
トの速力となったとき、同防潮堤前面の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期
にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、右舷船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷及び推進器翼
軸の曲損等を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、関門港若松第5区において、係留地に向けて航行

する際、船位の確認が不十分で、戸畑泊地防潮堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、関門港若松第5区において、係留地に向けて航行する場合、戸畑泊地防潮堤に向首進行することのないよう、GPSプロッターで同防潮堤との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、戸畑泊地防潮堤北方沖合に向けたので、同沖合を無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、戸畑泊地防潮堤に向首進行して同防潮堤前面の浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年6月5日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二